

第 155 号 令和 5 年 4 月発行

— 目 次 —

記 事	頁
〈特集〉	
建設法務セミナー開催概要 「近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法」	2
〈機構主催の講習会〉	
機構主催の講習会	45
〈建設業行政等〉 【行政情報】	
「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」とりまとめの公表について	55
地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」	82
建設工事の下請取引(価格転嫁・工期設定の状況等)の調査結果 ～令和4年度下請取引等実態調査～	83
令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について	85
建設業者の不正行為等に対する監督処分の一基準の一部改正について	88
労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について	89
入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果について	92
公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査結果の公表	96
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について	97
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況 (令和4年(2022年)度第3四半期)	106
〈建設業行政等〉 【監督処分情報】	
監督処分情報 (令和5年1月～3月)	108
〈独占禁止法・下請法関係〉	
手形等のサイトの短縮について	110
「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について	115
円滑な価格転嫁の実現に向けた関係事業者団体向け要請文書について	123
〈TOPICS〉	
価格交渉促進月間(2022年9月)のフォローアップ調査結果の公表について	128
〈機構情報〉	
講師派遣のご案内	135
お役に立っています！ 機構の講習会	138
販売図書のご案内	141
建設業取引適正化センターのご案内	143
建設業法令遵守ポスターについて	145

特 集

記 事	ページ
建設法務セミナー開催概要 「近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法」	2

特 集

建設法務セミナー開催概要

「近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法」

当機構は「令和4年度建設法務セミナー」を3月15日（水）に東京（都立産業貿易センター浜松町館4階第2会議室）においてオンライン配信併用にて開催いたしました。今回は「近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法」について取り上げ、会場受講とオンライン受講を合わせて、100名ほどの参加者が熱心に受講しました。

講師は涼風法律事務所の弁護士熊谷則一氏が担当され、建設企業が監督処分を受けた近時の事例を類型別に紹介した上で、不祥事の発生を予防するためのコンプライアンス経営の一つの方策として、公益通報者保護法を遵守した体制の構築等について、ご説明されました。今号の特集では、講演内容を掲載します。



涼風法律事務所の弁護士熊谷則一氏



当日の会場の様子

近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、弁護士の熊谷でございます。今から11年前の3月15日に、この建設法務セミナーにおいて、建設紛争に関わる裁判事例の話をしていただきました。本日のテーマは『近時の建設企業の不祥事の事例と公益通報者保護法』ということで、行政処分を受けるといった形での不祥事の話をするとともに、昨年改正法が施行された公益通報者保護法の話をしていただきます。経営陣の方々が不祥事の前段階で状況を把握し、大事にいたらないよう考えていただく一つのきっかけにしていいただければと思います。

第1 建設業者の不祥事の実例

スライド3ページをご覧ください。不祥事が発生した場合、民事上の責任、刑事上の責任、さらには行政法上の責任が発生します。皆さんが運転免許を取られた際の講義でも、交通事故を起こした場合、民事上、刑事上、行政法上の3つの責任があるといった話をお聞きになっているかと思います。交通事故を起こして被害者がいれば、損害賠償という形での民事上の責任、それから自動車の運転による過失傷害となれば、刑事上の責任が発生します。さらに、場合によっては免許取消しといった行政法上の処分も課せられることがあります。

建設業者も同じでありまして、何らかの不祥事が発生したとなると、民事上の責任、刑事上の責任、行政法上の責任という3つの責任が生じます。民事上の責任としては、建設業者の不祥事によって損害を被った者がいる場合、損害賠償責任が追及されることがあります。また、刑事上の責任としては、建設業者の不祥事が犯罪行為に該当する場合、罰金刑や懲役刑に処せられることがあります。建設業法にも様々な罰金刑や懲役刑が規定されていますが、建設業法以外でも、例えば労働者が怪我をした場合、関係法令により刑事上の責任を問われることもあります。さらに、行政法上の責任としては、建設業者の不祥事が建設業法の規律に違反した場合、許可取消し、営業停止などの行政処分が課せられることがあります。

民事上の責任というのは、最終的には金銭の問題であり、言い方は悪いですが、お金があれば何とかするという話になります。他方、行政法上の責任や刑事上の責任は金銭では解決できない問題です。行政処分が行われると、業務ができないことになり、お金で解決すればいいということではなくなりますし、また、刑事罰となると、罰金はお金の話ですが、懲役となるとお金では解決できない話になりますので、質的に異なるということ、まず理解いただければと思います。そういう意味で、不祥事が起こらないようにすることが、建設業者の皆さんの課題になってきます。本日はまず、建設業者の不祥事について、色々な形で行政処分がされていることをお話していきます。

1. 無許可工事関係

(1) 無許可業者との下請取引

建設業者が、建設業法第3条1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、行政処分の対象となります。

処分の対象となるのは、軽微な建設工事の範囲を超えて無許可で建設業を営んでいる者と下請契約を締結した元請負人、それから軽微な建設工事の範囲を超えて当該建設工事の種類に係る建設業の許可を受けていない者と下請契約を締結した元請負人、さらに許可を受けていない建設業を営む者から軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した建設業許可を受けている下請負人などです。

なお、皆さんご承知のとおり、附帯工事という考え方があって、一定の場合には、許可を受けた工事でなくても請け負うことができます。

附帯工事は2種類ありまして、まず1つ目が、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事、つまり、主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために必要を生じたものです。例としては、屋根の工事という主たる工事を行うに当たって、塗装工事が必要となった場合、塗装については許可がなくても行えます。2つ目としては、主たる工事に関連して余儀なく施工することを必要とされたものです。例えば、建物を改修する中で電気工事を行うに当たって、内装の仕上げ工事が必要となった場合、内装を附帯工事として請け負うことができます。いずれにしても、一連の工事・一体の工事として施工することが必要又は相当であるか否かを総合的に判断することになっています。

それから、一式工事の許可を受けた者は、他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けなければならないとなっています。一式工事の中では専門工事はできないということです。また、附帯工事を施工する場合には、その建設業の許可を受けた建設業者に下請に出すか、その附帯工事に該当する許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになっています。

違反があった例として、関東地方整備局が2022年8月に処分を行った事案を紹介します。株式会社〇〇は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していたということで、これが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められ、営業停止処分となっています。営業停止範囲は広く、民間工事に係るものとなっています。民間工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の工事となっています。営業停止期間は7日間ということで、これ程度の違反は大丈夫だろうと思っている建設業者の方もいるかもしれませんが、行政庁がこういう事実を把握すると処分が行われます。本日この後も色々な行政処分の話をしていきますが、違反行為はきちんと処分されるということを改めて認識いただければと思います。

国交省は行政処分に関する一定の基準を設けているので、それに準拠しながら処分が行われますが、複数の違反があれば、それに応じて処分内容は重くなりますし、一

方、情状によっては軽くなることもあります。基準に沿った様々な処分事案を通じて、建設業法のそれぞれの規定に違反したら受ける処分を確認いただければと思います。

次は、大阪府の2021年7月の事案です。当該建設業者は兵庫県内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したということで、建設業に係る営業の全部について、7日間の営業停止となっています。営業停止範囲や期間は、個別の事案ごとに決まっていますが、この事案は建設業に係る営業の全部が7日間停止となっています。

続いて、山梨県の2022年9月の事案です。有限会社〇〇は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、下請負契約を締結したとして、これが建設業法第28条第1項第6号に該当するとされています。また、民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、主任技術者を専任して配置しなければならない工事であるにもかかわらず、主任技術者に他の工事を兼務させ、工事現場に専任の主任技術者を配置しなかったということで、これが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められています。この後のスライドで、現場の配置技術者に関する義務も説明しますが、この事案はダブルで違反がありました。処分の内容は指示処分となっています。営業停止になるか、指示処分になるかは、個別の事情によって決まっていますが、この事案では指示処分になっています。指示処分だと指示の内容が細かくなります。今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じるということで、1つ目は今回の違法行為の内容及びこれに対する処分内容等について役職員に速やかに周知徹底すること、2つ目は適正な営業活動が行われるよう業務運営方法の調査点検を行うとともに、業務監督体制の整備を行うこと、3つ目は建設業法その他関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこととなっています。さらに、講じた措置を速やかに文書をもって報告することとなっています。指示処分は、単に業務が停止されるというのとは違っていて、具体的に何を行ったのかについて報告が求められます。行政処分となると、当然処分に至るまでの過程において、行政庁との間で事実関係の確認が行われます。その中で、なぜこの事態が発生したか自ら究明しなければなりませんし、こういった形で今後発生しないよう対策するかを行政庁に報告する必要があります。指示処分となると、細かな指示を受けて、こういった対応が必要になるということです。

(2) 特定建設業者以外の者との政令額以上の下請契約の締結

建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が政令の額以上となる下請契約を締結したときは、行政処分の対象となります。この政令ですが、本年1月1日から金額が変更されています。政令の額は、建築一式工事は7,000万円、その他は4,500万円です。昨年12月31日までは、建築一式工事は6,000万円、その他は4,000万円でしたが、金額が引き上げられています。

この規定は、下請契約を締結した元請負人の取引相手である下請負人たる建設業者に対して、その是正を求めることができることとしたものです。要するに、特定建設業者以外の者が、下請代金の額が政令で定める以上となる下請契約を締結した場合、特定建設業の許可を受けていない者だけでなく、相手側の下請業者も処分対象になります。

他方、特定建設業の許可を受けていない元請負人たる建設業者が当該金額を超えて下請契約を締結した場合には、法第16条2号違反で、法第28条1項2号という建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたときに該当して、行政処分の対象となります。元請も下請も行政処分の対象になるということで、一定金額以上の下請代金で契約をする場合には、当然、元請は特定建設業者である必要がありますが、下請も特定建設業者ではない者と一定金額以上の契約を行ってはならないということに留意が必要です。

違反があった例として、大分県の2022年4月の事案です。〇〇建設は民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結したということで、これが建設業法第28条第1項第2号に該当するとされています。政令改正前ですので6,000万円となっています。処分の内容としては、指示処分です。スライド8ページの事案と同じく、一定の事項について必要な措置を講じなさいということで、1つ目は今回の事件内容及びこれに対する処分内容等について役職員等に速やかに周知すること、2つ目は建設工事の安全確保に関する関連法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し継続的に必要な研修等を行うこと、3つ目は社内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化することが指示されています。これらの内容について、講じた措置を速やかに文書で報告することとされています。

同じ事案の下請業者に対する処分が次のスライド11ページです。処分の原因となった事実は同じでありまして、〇〇建設は民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額、つまり当時の6,000万円以上となる下請契約を締結したということで、こちらも指示処分を受けています。指示処分の内容は基本的に同じです。元請が特定建設業者ではないのに、一定金額以上の下請契約を締結すると、元請・下請の双方が行政処分の対象になるということで、双方が建設業法をきちんと理解し遵守することが非常に重要です。

続いて、福岡県の2021年12月の事案です。〇〇株式会社は建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、2つの民間工事において元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結しました。それから、他にも違反がありまして、同社は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請負契約を締結したこと、さらに、平成29年から30年にかけて施工した民間工事において、他社の在籍出向者を主任技術者として配置し

ていたということで、3つの違反行為が認定されています。処分の内容としては、建設業に係る営業のうち民間工事に係る営業について、32日間という長期にわたっての営業停止になっています。違法事実が複合化すると、重い行政処分が行われるということにも留意いただければと思います。

2. 現場の配置技術者に関する義務

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関する資格・経験を持つ主任技術者又は監理技術者を配置しなければならないという法第26条の義務があります。この主任技術者又は監理技術者は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要です。この規定に抵触していたのが、先ほどのスライド12ページの福岡県の事案です。

さらに、個人住宅を除き、請負金額が4,000万円、建築一式工事にあつては8,000万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任でなければならないとなっています。この金額要件も本年1月1日から緩和されており、従前は3,500万円、建築一式工事の場合は7,000万円でした。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することです。一定の金額以上の場合には、こういった専任性を有する主任技術者、監理技術者を置かなければならないということです。

違反があった例として、近畿地方整備局が2021年11月に処分を行った事案です。〇〇株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたということで、これが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められています。主任技術者や監理技術者は、当然、資格要件を満たす必要がありまして、要件を満たしてなければ、主任技術者や監理技術者を配置したことにはなりません。処分の内容としては、営業停止処分ということで、営業停止範囲は地域的にかかなり広いですし、期間も22日間ということで長期になっています。資格要件を満たさない主任技術者、監理技術者を工事現場に配置していたということが、結果的にかかなり長期に及ぶ営業停止に結び付いていますので、改めてこの規定も確認いただく必要があると思います。

3. 一括下請負関係

一括下請負とは、元請負人がその下請工事に実質的に関与することなく、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合です。また、請け負った建設工事の一部分であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合も一括下請負に該当するとされています。元請が実質的に関与するかどうか、一つの重要なポイントでありまして、実質的に関与とは、元請負人が自ら施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。元請負人が、こういったことに実質的に関与せず、一括して他の業者に請け負わせたとなりますと、一括下請負に該当するということです。

建設業法には一括下請負の禁止が定められており、建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならないとされています。また、建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならないとされています。つまり、元請・下請の両方に規律があります。

建設工事が「共同住宅を新築する建設工事」以外の民間の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止は適用除外となるという規定はありますが、それ以外は禁止となっています。例えば、建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、当該改修工事に伴って生じた内装仕上げ工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合は、一括下請負に該当します。また、戸建住宅10戸の新築工事を請け負って、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合も、一括下請負に該当します。10戸すべてではないから問題ないとはなりません。請け負った建設工事の一部であっても、全体で機能を発揮する建物になりますので、自ら施工を行わず、他の業者に一括してお願いするとなれば、一括下請負に該当します。

違反があった例として、大阪府の2022年4月の事案です。当該建設業者は大阪市内の〇〇機構発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、▲▲株式会社から、同社の請け負った建設工事を一括して請け負ったということで、5日間の営業停止処分になっています。一括下請負で請け負った側が処分された案件です。

他方、同じ事案において、請け負わせた側に対する処分が次のスライド18ページです。当該建設業者は大阪市内の〇〇機構発注の工事において、第22条第2項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して△△株式会社に請け負わせました。さらに、この建設業者は他にも違反を行っておりまして、本件工事において、△△株式会社に解体工事一式を請け負わせる下請契約を締結し、その旨を発注者に提出したところ、発注者より一括下請負の疑義を指摘され、翌月に◎社が1次下請負人として仮設工事を担当する施工体系図を発注者に提出しました。しかし、実際には、当該建設業者は本件工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成しています。発注者から一括下請負に該当するのではとの指摘を受けて、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成して提出するという、非常に悪質性の高いことが判断対象になったと思いますが、25日間の営業停止処分になっています。一括下請負を請け負った側も請け負わせた側も処分を受けますが、この事案では、請け負わせた側が施工体制台帳及び施工体系図に関しても違反があったため、重い処分につながっています。

続いて、秋田県の2020年11月の事案です。株式会社〇〇は、建設業法第22条第1項の規定に違反して、市から請け負った市庁舎外壁改修工事の全部を株式会社▽▽に一括して請け負わせ、かつ、施工に実質的に関与していると認められない状況にあったとして、これが第28条第1項第4号に該当するというので、一括下請負の認定がされています。この事案は指示処分になっており、指示の内容は、これまで

の事案で申し上げてきたものと同じです。1つ目は今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について社内において速やかに周知徹底すること、2つ目は役職員に対して法令遵守のための教育・研修を行うこと、3つ目は社内の業務運営方法を調査・点検し、業務管理体制を整備・強化することです。指示処分の内容としては、大体どれも同じであり、問題があったので社内で共有し、体制を整えて必要な研修を行うこと、さらにこれらを報告することといった内容になってきます。一括下請負を行うと、悪質性等によって、営業停止処分になるか指示処分になるか変わってきますが、いずれにせよ処分を受けることとなります。

4. 施工台帳不備関係

既に一部の事案でも説明しましたが、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を作成して備え置き、下請負人の施工の分担を明らかにした施工体系図を作成して掲示することが義務付けられています。公共工事の場合は下請契約の金額に関わらず、建設業者は施工体制台帳等を作成しなければならないとされており、一方、民間工事の場合は、下請契約の金額が4,500万円、建築一式工事にあっては7,000万円以上となる場合の特定建設業者は、施工体制台帳等を作成しなければならないとなっています。この金額要件も本年1月1日から緩和されており、従前は4,000万円、建築一式工事にあっては6,000万円でした。

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、建設工事請負契約におけるすべての下請負人ということで、無許可業者も含めて、2次下請負、3次下請負等も記載の対象となります。運搬業者等の建設工事の請負契約に該当しない者は、発注者が記載を求めない限り、記載する必要はないとなっています。

施工台帳作成義務違反となりますと、建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたときに該当しまして、指示処分・営業停止処分の対象となります。

違反があった例として、富山県の2022年2月の事例です。株式会社〇〇は、町発注の工事を受注し、建設業法第24条の8第1項及び第4項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳等を作成する必要があったにもかかわらず、一部の下請負人に関する記載がない虚偽の施工体制台帳等を作成しました。2次下請、3次下請も含めてすべての下請負人について記載する必要がありますので、一部の下請人に関する記載がない場合、虚偽という判断になって、建設業法第28条第1項第2号に該当するとされています。処分の内容としては、土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るものについて、7日間の営業停止となっています。一部の下請負人の記載がない場合、一部だから問題ないとはならず、全部を明らかにする必要があります。

それから、福岡県の2022年1月の事案です。株式会社〇〇は、××株式会社発注の耐震補強工事の施工において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせたということ、また、福岡県発注の他2件の工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成したということで、17日間の営業停止

処分になっています。施工体制台帳作成義務違反は2件の工事ですが、複数の違反があるため、重い処分となっています。

5. その他法令違反関係

ここまで建設業法違反の話をしてきましたが、処分されるのは建設業法違反に限られません。その他の法令違反でも処分対象になりますので、いくつか説明していきます。

建設業者又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適格であると認められるときは、処分の対象となるという規定が建設業法第28条1項3号にあります。つまり、他法令違反であったとしても、建設業者として不適格と判断されると、処分の対象になるということです。

「業務」とは、当該建設業者の業務全般を指し、建設工事の請負契約、工事の施工等の狭義の建設業だけではなく、管理的な業務、営業として行われる建設業以外の営業に関する業務を含みますので、かなり幅広くなります。「他の法令に違反して」とは、建設業以外のすべての法令に違反した場合を言いまして、違反が明確である場合には、必ずしも司法上の判断が確定することを要しません。例えば、ある法律違反により刑事罰が確定するかどうかは関係なく、他法令違反が明確であれば、建設業法の処分の対象になり得るということです。

ただし、単に法令違反があるだけではなく、その違反の事実及び態様が、建設業者として不適当であると認められるときに処分の対象となります。法令違反があったとしても、建設業者としての問題ではないと判断されれば、建設業法としての処分の対象にはなりません。労働安全衛生法違反も、建設業者として不適当であると認められるときには、建設業法上の処分の対象となるということです。

労働安全衛生法違反があった例として、宮城県の2022年2月の事案です。株式会社〇〇は、同社が元請として請け負った市内の防潮堤工事の現場において、下請負人の作業員に、高さ約5メートルに位置する作業場所で天端の仕上げ作業を行わせるに当たり、足場が強風であおられて作業員が墜落するおそれがあったにもかかわらず、丈夫な構造を有しない足場を使用させ、もって作業員の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、強風により足場が倒壊し作業員が墜落し死亡したということで、簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法違反並びに同社の現場代理人が安衛法違反及び業務上過失致死罪により、それぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定しています。これが建設業者として適正ではないという判断となり、処分の対象となっています。この事例は裁判所の判断もあって、建設業法上の処分を行っています。下請負人の作業員の事故ではありますが、元請として労働安全衛生法上の措置を行わなかったことが建設業者としては不適格として、建設業法上の処分の対象になっています。土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るものについて、3日間の営業停止処分となっています。

それから、大阪府の2022年7月の事案です。当該建設業者の取締役は、同社の業務に関し、大阪市労働基準監督署において、同署長に対し、真実は、同社に派遣さ

れた労働者が、市内の新築工事現場において、鉄骨の運搬作業中、同鉄骨が同人の右足上に落下したことにより傷害を負い、4日以上休業したのに、同社倉庫において、治具を移動させるために持ち上げた際、これを右足上に落下させて右足甲を骨折した旨の虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告書を提出し、もって労働基準監督署長に虚偽の報告をしたということで、当該建設業者の取締役は労働安全衛生法違反により、罰金20万円の刑に処せられ、その刑が確定しています。虚偽の報告は、直接的には労働安全衛生法違反ではありますが、建設業者として不適格と判断されて、指示処分が行われています。

次に、独占禁止法違反があった例として、関東地方整備局が2019年1月に処分を行った事案です。株式会社〇〇は、××株式会社が発注する▽▽新設工事に関し、その受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、独占禁止法違反により罰金刑の判決を受け、その刑が確定しています。これが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するというので、営業停止処分を受けた事案です。全国における土木工事業に関する営業のうち民事に係るものについて、120日間の営業停止ということで、かなり重い処分になっています。

それから、廃棄物処理法違反があった例として、静岡県の2022年7月の事案です。〇〇会社の元役員は、産業廃棄物であるタイヤ6本合計約3キログラムを、××市の畑で焼却したことにより起訴され、廃棄物処理法等に基づき罰金30万円の有罪判決を受け、その刑が確定しています。これが建設業法第28条第1項第3号に該当することから、第28条第3項に該当すると認められるということで、3日間の営業停止処分となっています。産業廃棄物であるタイヤを勝手に焼却処分したということで、廃棄物処理法違反で刑が確定したことを受けて、建設業法に基づく処分を受けています。

さらに、欠格事由となる法令違反です。他法令違反で欠格事由となり、建設業許可の取消しとなることがあります。建設業法第8条では、建設業の許可に係る欠格事由を定めています。一定の刑事罰を受けると、欠格事由に該当し、許可を受けることができず、また、許可の取消しとなります。つまり、他法令違反により、行政処分の中でも営業停止までにとどまっていれば、許可は残りますが、さらにそれを超えて欠格事由になると、許可取消しにつながります。

例えば、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者です。また、罰金刑であっても、建設業法や政令で定めるもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法の傷害罪や暴行罪、脅迫罪など、暴力行為等処罰に関する法律により、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は欠格事由となります。罰金刑であっても、建設業法違反であるとか、暴力団関係の法律違反であるとか、刑法の粗暴犯に該当するような場合は、営業停止ではなく、さらに進んで許可取消しになります。法人の場合は、役員等が該当する場合に欠格事由に当たりますので注意が必要です。

欠格事由となる法令違反があった例として、まず大阪府の2022年9月の事案です。当該建設業者の取締役が道路交通法違反により、懲役6月執行猶予4年の刑に処せられ、平成31年にその刑が確定したということで、建設業許可の取消しになっています。この事案では執行猶予が付いていますが、禁固以上の刑なのでアウトです。執行猶予だから問題ないと考えていると注意が必要でありまして、欠格事由として許可取消しになることを認識いただければと思います。

それから、静岡県2022年11月の事案です。当該建設業者の取締役に就任した者が、刑法第208条の暴行の罪により、簡易裁判所から罰金7万円の刑を受け、同日、その刑が確定したということで、これが建設業法第8条第12号の欠格要件に該当します。刑法第208条の場合は、罰金刑であっても欠格事由に該当するので、一発で許可取消しとなります。罰金刑だから大丈夫とか、執行猶予が付いているから問題ないということではありません。こういう事態が起きたら、直ちに取締役は辞めるということだと思えます。

次に、千葉県2021年4月の事案です。当該建設業者の役員が廃棄物処理法違反により、地方裁判所から懲役1年、執行猶予2年の判決を受け、その刑が確定したということで、これも禁固以上の刑に処せられて5年が経過していないので、欠格事由に該当します。先ほどのスライド28ページの事案は、同じく廃棄物処理法違反ですが、罰金刑であり、罰金刑の場合は欠格事由に該当せず、指示処分や営業停止処分ですみます。一方、禁固以上の刑に処せられると、執行猶予が付いていても許可取消しになります。この違いも認識いただけるといいかと思えます。

続いて、沖縄総合事務所が2020年9月に処分を行った事案です。当該建設業者の元代表取締役は法人税法違反、消費税法違反、地方税法違反により、地方裁判所から懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、代表取締役在任中にその刑が確定しています。既に代表取締役を辞めています。在任中に刑が確定しているので欠格事由に該当し、許可取消しとなっています。執行猶予だから大丈夫ということにはなりません。

一定の法令違反があって、刑事罰に係る違反行為であった場合、会社の管理体制として、いち早く対応することが必要です。取締役や代表取締役の立場のまま刑が確定すると、執行猶予付きであっても、許可取消しの対象になるという、かなり大変な状況に陥ってしまいます。もちろんそういったことがないに越したことはないですが、例えば、交通事故による道路交通法違反は誰にでもあり得ることです。本人の意図する、しないに関わらず、刑事罰になることはあり得ますので、会社としては、きちんとアンテナを巡らせておく必要があります。

これまで、建設業法及び関連法令に関する規律があって、違反行為があれば、行政処分の対象になることを説明してきました。本日はお話ししませんでした。仮に損害を被った第三者がいれば民事上の紛争につながりますし、先ほど申し上げたとおり、刑事処分につながることもあり得ます。いずれにせよ、こういう問題が起こらないようにすることは、会社として非常に重要です。万が一、起こった場合でも、い

ち早く会社として対応することが求められます。これに関連し、残りの時間を使って、公益通報者保護法の問題を考えていきたいと思えます。

第2 公益通報者保護法

コンプライアンス経営などが重要と言われていますが、これは様々な不祥事は経営に深刻な影響を与えることから出てくる発想です。前述のとおり、不祥事は民事上の責任、刑事上の責任、行政法上の責任を発生させるので、経営に深刻な影響を与えます。不祥事の発生を予防するという観点からは、建設業者にとっても、コンプライアンス経営は、重要な経営課題です。

では、コンプライアンスとは何かと言いますと、日本語では法令遵守と訳されることがありますが、コンプライアンスとは、会社等の組織が、法令、企業倫理などの企業社会における規範と調和しながら、適正かつ健全な事業活動をしていくための仕組み、ないし仕掛けを総称すると考えられています。つまり、単に法令遵守とって、法律やそれに伴う政令・規則を守ることだけに意味があるのではなく、企業倫理といった様々な規範に適応していくということです。適応といっても、役職員の個々人の意識に頼るのではなく、仕組み、仕掛けを通じて、幅広い法令や企業倫理などを遵守させていくことが、コンプライアンスだと考えられています。

不祥事の発生防止には、属人的な方策と組織的な方策があり、いずれも重要であることは間違いありません。例えば、役職員に対する研修や啓発を通じて、個人の自覚を高めることによって、不祥事を防止することは非常に重要ではありますが、ただ、これは属人的な方策です。この方策しか行っていない、つまりコンプライアンス意識を高めるために研修会を一生懸命行っているというような企業が時々ありますが、実はそれだけでは不十分です。

どういふことかと言いますと、どんなに個人の自覚を高めても、魔が差すとか、うっかりするということは誰にでも起こり得ます。このようなことを極力起こさないようにすること、さらに、このようなことが起こった場合に、いち早くリカバリーできるようにすることが組織的な方策となります。従業員の法令遵守の意識を高めることは非常に重要であります、これだけがコンプライアンス経営ではありません。経営陣が適正かつ健全な事業活動をしていくための仕組みを作ることがコンプライアンス経営だということを改めて認識いただければと思えます。

例えば、従業員が会社のお金100万円を横領したとします。もちろん横領した従業員が悪いわけですが、その100万円を常に机の上に置いて管理するという会社でしたら、それは管理していることになりません。従業員の意識がしっかりしていれば、100万円が机の上に置かれていても盗ったりしませんが、でもやはり個人はそんなに強くないので、ついポケットに入れてしまうこともあり得ます。だから、例えば、お金は金庫に入れて鍵は別の職員が管理するとか、お金は銀行に預けて通帳と印鑑は別の職員が管理するといったように、仕組みを作って対応することが重要です。うっかりということが仕組みとして起きないようにすることが、コンプライアンスの基本的な考え方であることを意識していただきたいと思えます。

もともと、取締役には、取締役の職務や会社の業務の適正を確保するために必要な体制を構築する義務があるということが会社法で規定されています。取締役には、業務の適正を確保するために必要な体制を構築する中、コンプライアンスを仕組みとして整えていくことが期待されているということです。取締役が体制を構築しなければ、役員としての任務懈怠になります。不祥事が起これば、もちろん不祥事を起こした従業員が悪いわけですが、きちんと体制を構築していなかった役員にも責任がある、つまり役員の任務懈怠に当たるという判断になり得るということです。不祥事を防止するためには、もちろん個々人の意識が重要ですが、きちんと経営陣が体制を構築しておく必要があるということを改めて確認いただければと思います。

不祥事の発生を予防するためには、不祥事の情報迅速・的確に経営陣に上がってくるような仕組みを作ることが重要です。不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるといって体制が機能すると、不正不当な行為への牽制となります。つまり、きちんと情報管理が行われている、何かあってもすぐそれが経営陣に伝わるとなっていれば、うっかりというレベルの不祥事も起こらないというような牽制機能が働くということです。また、不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるといって体制が機能すると、経営に対する打撃を必要最小限に食い止めることができます。さらに、不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるといって体制を構築することで、当該不祥事が会社ぐるみのものではないということを対外的に説明しやすくなります。つまり、外部から見ると、こんな不祥事は会社ぐるみで行っているのではないかとか、会社がきちんと対応せず、実はわざと行っているのではといった批判が起こることがありますが、会社としてきちんと体制構築していることを説明できれば、不祥事は組織ぐるみではないという説明につながります。仮に行政処分になった際、不祥事が会社ぐるみか、当該一個人の問題かということで、大きく違ってきますので、きちんと体制を作っておくことが非常に重要となります。不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるといって体制を構築することで、取締役の内部統制体制構築義務を果たしていることを対外的に説明しやすくなります。

こういった不祥事情報を経営陣に迅速・的確に知らせる仕組みを実質的に機能させるための一つの方策として、公益通報者保護法を遵守した体制の構築が必要となってきます。もちろん、方策はこれに限らず、各企業が色々な形で内部統制を行っているかと思いますが、公益通報者保護法は内部統制体制の一部として、きちんと機能させることが重要だということを、改めて確認いただければと思います。

では、公益通報者保護法とは何かと言いますと、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とすると規定されています。法律そのものの目的としては、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することですが、きちんとこの法律を遵守することによって、会社にもたらされる利益は必ずしもこれだけではありません。会社として公益通報に適切に対応することで、会社内部の自浄作用を高めることにつながりますし、会社の外部に通報されるのを防ぐことができます。

そして、コンプライアンス経営を推進するためには、適切な対応が求められます。例えば、会社に公益通報窓口が設置されていない場合には、一定の要件の下ではありますが、監督官庁や報道機関・消費者団体等へ通報するしかなくなり、このような場合であっても、会社が公益通報者を不利益に取り扱うことが法律で禁止されています。つまり、会社が適切に内部に対応窓口を作らないと、外部の窓口に通報される可能性が大きくなり、このような外部窓口に通報した人をも保護する法律となっています。この内部公益通報対応体制の整備については、常勤の従業員が300人を超える事業者の場合は義務、300人以下の事業者の場合は努力義務となっています。ただ、努力義務だから何もしないとなると、公益通報者は外部窓口に通報するしかなくなるので、300人以下の事業者であっても、きちんと窓口を作って対応することが必要だろうと思われま

す。公益通報の主体については、労働者、退職者、役員と規定されています。労働者とは、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーであり、正社員に限らず、当該法人の中で働いている人は公益通報をできることとなります。退職者とは、通報の日前1年以内に勤務先で働いていた者とされています。役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、法令の規定に基づき法人の経営に従事している者とされています。

なお、取引先事業者の労働者・退職者・役員も通報の主体に含まれますので、例えば、下請事業者の労働者であっても、元請事業者に関する通報対象事実についての公益通報の主体となり得ます。つまり、下請事業者の労働者が、元請事業者について何かおかしいと認識した場合、公益通報が可能であり、公益通報の窓口が社内であれば、その社内窓口に通報することを考える人であっても、窓口がなければ、監督官庁に通報することもあり得るということです。

退職者と役員については、令和4年6月1日に施行された改正法によって公益通報の主体とされており、通報者の範囲が拡大されたということです。

次に公益通報の対象事実、つまりどういう内容を公益通報していいかということですが、対象となる法律に違反する犯罪行為又は刑罰につながる行為とされています。さらに、令和4年6月1日からは、対象となる法律の過料の理由とされている事実違反する行為も公益通報の対象となっています。

この対象となる法律には、建設業法・建設労働者の雇用の改善等に関する法律・建築基準法・労働基準法・労働安全衛生法・廃棄物処理法など、様々な法律が政令で定められています。基本的には、ありとあらゆる法律であって、罰金刑や罰金刑以上の刑が予定されるような法律、さらには過料が定められているような法律はすべて対象です。会社法も対象であり、会社法の過料に該当するものとして、極端な例を言えば、株主総会できちんと説明しなかったことも通報対象となります。公益通報の対象事実は、かなり幅広くなっています。

刑事罰の対象とならないような行為であっても、過料の対象となる行為は公益通報の対象となるので、法令違反があるような事実についてはすべて公益通報の対象となると考えなければなりません。労働者の場合、勤務先・派遣先での通報対象事実が通

報対象となり、役員の場合、役員に職務を行わせる事業者の通報対象事実が通報対象となっています。

公益通報の通報先は3つあります。1つ目が事業者内部です。役務提供先である勤務先・派遣先、また、役務提供先があらかじめ定めた者である社内の弁護士やグループ共通のホットラインなどが通報先となります。それから、2つ目が行政機関で、通報事実について命令や勧告などを行うことができる行政機関です。建設業者の場合は監督官庁に通報できることとなります。3つ目がその他事業者外部です。報道機関、消費者団体などにも公益通報が認められることになってはいますが、ライバル企業など正当な利益を害する恐れがあるものは除かれています。

公益通報をしたことによって不利益なことをされては、公益通報がされなくなりますので、公益通報者は保護されることになっています。公益通報者の保護の内容としては、労働者が保護要件を満たして公益通報した場合、公益通報したことを理由とする解雇は無効です。派遣労働者の場合、派遣契約の解除は無効となります。役員が保護要件を満たして公益通報した場合、公益通報をしたことを理由とする解任は無効とはなりません、解任について損害賠償を請求することができますとなっています。

また、労働者・退職者・役員に対して公益通報したことを理由にその他の不利益な取り扱いをすることも禁止されています。ただ、これらの保護を受けるには、保護要件を満たした公益通報が必要であります。公益通報の際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することがないように注意する必要があるほか、このような保護要件を満たさなければなりません。

では、公益通報者保護法に基づく保護を受けるため、どのような要件があるかと言いますと、まず、事業者への内部通報としては、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われることとされています。つまり、実際に過料違反に当たる事実が生じたのであれば、内部通報できることとなります。

行政機関への通報だと少し厳しくなしまして、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があることとされています。通報者が役員である場合には、自ら調査是正に必要な措置をとることに努めることも要件となっています。それから、通報者の氏名・住所、通報対象事実の内容などを記載した書面を提出することも、行政機関への通報の要件となっています。

事業者外部への通報となると、さらに要件が厳しくなります。通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由があり、かつ、例えば、事業者内部に公益通報すれば通報対象事実に係る証拠が隠滅され偽造等される恐れがあるに信ずると足りる相当な理由があることや、書面により事業者内部に公益通報した日から20日を経過しても通報対象事実について調査を行う旨の通知がないことなどの事情がある場合とされています。これらの要件が揃うのであれば、報道機関や消費者団体といった外部に通報される可能性があるということです。

事業者がとるべき措置としては、事業者は公益通報対応業務に従事する者を定めなければならないとされています。前述のとおり、従業員が300人以上の場合、義務ですので、必ず従事者を定めなければいけないということになります。事業者は公益

通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないとも規定されています。従事者を定めるだけでなく、体制を整備することが必要ということです。これらは令和4年6月1日から義務化されています。ただし、従業員が300人以下の場合は努力義務になっており、体制整備するかは経営者の判断になりますが、内部統制体制の構築という観点からは、きちんと対応しておくことが必要かと思えます。努力義務だから何も対応しないとすると、監督官庁への通報や外部機関への通報がなされるリスクを抱えることになります。

公益通報に対応する体制を構築することは、コンプライアンス経営に不可欠であるという意識で対応することが必要です。想定される不祥事やリスクに応じ、当該事業者の規模に応じた形での体制作りを行うことが重要であり、事業者がとるべき措置については、指針、要はガイドラインが定められています。このガイドラインに従って、きちんと対応を行うのがいいかと思えます。

従事者に関する指針としては、事業者は内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならないとされています。どの人が従事者なのかを、きちんと明らかにするということです。書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかにする必要があるということです。

それから体制整備に関する指針については、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備ということで、内部公益通報受付窓口を設置し当該窓口へ寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置を取る部署及び責任者を明確に定める必要があります。内部公益通報受付窓口については、事業者内部に設置するのではなく、事業者の外部に設置することや事業者の内外双方に設置することも可能です。例えば、内部通報受付窓口の外部の窓口として、法律事務所や親会社、グループ会社等に窓口を設置することも可能です。中小企業では、何社かが共同して事業者の外部、例えば法律事務所に内部公益通報窓口を設けるということも考えられます。

それから、組織の長その他幹部に関する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる必要があります。社外取締役や監査役にも報告を行うようにすることも考えられます。

さらに、内部公益通報を受けた場合には、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する必要があります。当該調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には速やかに是正に必要な措置をとる必要があります。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には改めて是正に必要な措置をとる必要があります。要は、内部通報があつて、調査の結果、問題があると分かった場合は、それを正していく必要があるということです。匿名通報も公益通報として受け付ける必要があります。行政庁への通報は書面に名前も記載する必要がありますが、内部通報はそこまでは要件とされていないので、匿名でもきちんと受け付ける必要があるということです。

それから、公益通報対応業務においては利益相反を排除する措置にも留意する必要があります。関係者を関与させない、顧問契約がある法律事務所は避けるようにすることも考えられるということが指針に定められています。

続いて、公益通報者を保護する体制の整備については、労働者及び役員等が不利益な取り扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取り扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取り扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる必要があるとされています。内部公益通報受付窓口において不利益な取り扱いに関する相談を受け付けるようにするなどが考えられます。

また、事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる必要があるともされています。つまり、従事者の間で情報が共有されるのはいいですが、関係ない人に情報が共有されるのは避けないといけません。通報事案に係る記録資料を閲覧・共有することが可能な者を必要最小限に限定する措置を行ったり、通報者の探索は行ってはならない行為であることを周知したりすることが求められます。

続いて、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置としては、公益通報者保護法や内部公益通報対応体制について、労働者等・役員・退職者に対して教育・周知を行う必要があります。要するに、きちんと体制があること、それからどこに通知するのかといったことを周知するということです。従事者に対しては公益通報者を特定させる事項の取り扱いについて、特に十分に教育を行う必要があります。仮に誰が通報したか分かると、その人が会社に居づらくなりますので、そういうことが生じないように従事者に教育を行う必要があります。

また、内部公益通報に係る通報対象事実の是正に必要な措置をとった場合にはその旨を、通報対象事実がないときはその旨を、内部公益通報を行った者に対し、通知する必要があります。内部公益通報への対応に関する記録を作成し、必要な期間保管する必要があります。

さらに、内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行う必要があります。また、運用実績については適切に労働者等や役員に開示すること、内部公益通報対応体制については内部規定において定め、当該規定の定めに従って運用することも必要です。

なぜこうした体制を整備する必要があるかと言いますと、何らかの問題があった際、いち早く経営陣が情報を認識して対応するとともに、外部に伝わって風評被害につながらないようにするためです。これらは決して後ろ向きの話ではなく、積極的にコンプライアンスに対応するために必要な措置であると捉えていただく必要があるかと思えます。

罰則も規定されています。刑事罰としては、公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由なく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、公益通報者を特定させるものを漏らした者は、30万円以下の罰金となっています。

過料としては、内閣総理大臣は、事業者が取るべき措置に関して必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとされており、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料となっています。

会社・事業者として、持続的に建設業を行っていくためには、コンプライアンスが重要であることを改めて認識いただく必要がありますし、内部公益通報のための体制作りに限らず、適正な業務を推進するための仕組み作りということを常に考えながら、業務を行っていくことが求められています。

本日お話しした公益通報は一つの例であり、これに限らず、様々な形で内部統制体制を構築することが重要です。公益通報については、法律ができており、象徴的な取組みでもありますので、会社として公益通報者保護法のガイドラインを参照しながら、体制構築を行っていくことで、不祥事が発生しないよう、または仮に発生したとしても、小さなうちにきちんと対応できるようにしていただければと思います。

長時間にわたりご清聴いただき、ありがとうございました。

近時の建設企業の不祥事の事例と 公益通報者保護法

令和4年度建設法務セミナー

弁護士 熊谷則一

熊谷則一（1964年（昭和39年）9月生まれ）

【プロフィール】

- 1983年（昭和58年）3月 栄光学園高校卒業
- 1988年（昭和63年）3月 東京大学法学部卒業
- 1988年（昭和63年）4月 建設省勤務（1年間）
- 1992年（平成4年）4月 司法修習生
- 1994年（平成6年）4月 弁護士登録（第2東京弁護士会）・濱田法律事務所勤務
- 2007年（平成19年）12月 涼風法律事務所設立

【現在の公職（政府関係）】

- ◆ 中央建設工事紛争審査会（国土交通省）特別委員
- ◆ 社会資本整備審議会産業分科会不動産部会（国土交通省）臨時委員
- ◆ 北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会（国土交通省）委員
- ◆ 戦没者の遺骨収集に関する有識者会議（厚生労働省）構成員 他

第1 建設業者の不祥事の事例

◆ 建設業者の不祥事

- 民事上の責任、刑事上の責任、行政法上の責任が発生する。
 - ✓ 民事上の責任：建設業者の不祥事によって損害を被った者がいる場合、損害賠償責任が追及されることがある。
 - ✓ 刑事上の責任：建設業者の不祥事が刑事罰に該当する場合には、罰金刑や懲役刑に処せられることがある。
 - ✓ 行政法上の責任：建設業者の不祥事が、建設業法の規律に違反した場合には、許可取消し、業務停止などの行政処分が課せられることがある。
- 民事上の責任は、最終的には金銭の問題。他方、行政法上の責任や刑事上の責任は金銭では解決できない問題であり、質的に異なる。

1 無許可工事関係

(1) 無許可業者との下請契約

- ◆ 建設業者が、建設業法第3条1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したとき（法28条1項6号）は、行政処分の対象となる。
- ◆ 処分の対象となるのは
 - 軽微な建設工事の範囲を超えて無許可で建設業を営んでいる者と下請契約を締結した元請負人
 - 軽微な建設工事の範囲を超えて当該建設工事の種類に係る建設業の許可を受けていない者と下請契約を締結した元請負人
 - 許可を受けていない建設業を営む者から軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した建設業許可を受けている下請負人

など

◆ なお、

- 「附帯工事」については、許可を受けた工事を請け負う場合には、許可がなくても請け負うことができる（法4条）。
- 附帯工事は、①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために必要を生じたもの）と、②主たる工事に関連して余儀なく施工することを必要とされたものがある。一連の工事・一体の工事として施工することが必要または相当であるか否かを総合的に判断する。
- 一式工事の許可を受けた者は、他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けなければならない。附帯工事を施工する場合には、その建設業の許可を受けた建設業者に下請に出すか、その附帯工事に該当する許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることになる（法26条の2第2項）。

関東地方整備局（2022年8月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。

このことが建設業法28条第1項第6号に該当すると認められる。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における塗装工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注1）「塗装工事業に関する営業」とは、注文者から塗装工事を請け負う営業をいう。
（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の工事をいう。
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から〇月〇日までの7日間

大阪府（2021年7月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者は、兵庫県内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に係る営業の全部
- 2 営業停止期間：令和3年〇月〇日から同年〇月〇日までの7日間

山梨県（2022年9月）

【処分の原因となった事実】

有限会社〇〇は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、下請負契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当する。

また、民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、主任技術者を専任して配置しなければならない工事であるにも関わらず、主任技術者に他の工事を兼務させ、工事現場に専任の主任技術者を配置しなかった。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

【処分の内容】 指示処分

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。（1）今回の違法行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。（2）適正な営業活動が行われるよう業務運営方法の調査点検を行うとともに、業務監督体制の整備を行うこと。（3）建設業法その他関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 2 前項各号について講じた措置を速やかに文書をもって報告すること。

(2) 特定建設業者以外の者との政令額以上の下請契約の締結

- ◆ 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が政令の額以上となる下請契約を締結したとき（法28条1項7号）は、行政処分の対象となる。
- ◆ 政令の額は、建築一式工事は7,000万円、その他は4,500万円（令和5年1月1日から）。
- ◆ これは、下請契約を締結した元請負人の取引相手である下請負人たる建設業者に対して、その是正を求めることができることとしたものである。
- ◆ 他方、特定建設業の許可を受けていない元請負人たる建設業者が当該金額を超えて下請契約を締結した場合には、法16条2号違反で、法28条1項2号（「建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき」）に該当して行政処分の対象となる。

大分県（2022年4月）

【処分の原因となった事実】

〇〇建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

【処分の内容】 指示処分

- 1 今回の事件の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。（1）今回の事件内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知すること。（2）建設工事の安全確保に関する関連法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し継続的に必要な研修等を行うこと。（3）社内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化すること。
- 2 前項各号について講じた措置（貴社において前記1各号以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

大分県（2022年4月）

【処分の原因となった事実】

〇〇建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結した。

建設業法第28条第1項第7号に該当する。

【処分の内容】 指示処分

- 1 今回の事件の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。（1）今回の事件内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知すること。（2）建設工事の安全確保に関する関連法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し継続的に必要な研修等を行うこと。（3）社内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化すること。
- 2 前項各号について講じた措置（貴社において前記1各号以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

福岡県（2021年12月）

【処分の原因となった事実】

〇〇株式会社は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、2つの民間工事において元請業者として同号の政令で定める金額（6,000万円）を超える下請負契約を締結した。

同社は、民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請負契約を締結した。

同社は、平成29年〇月〇日から平成30年〇月〇日にかけて施工した民間工事において、他社の在籍出向者を主任技術者として配置していた。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業
- 2 営業停止期間：令和3年〇月〇日から令和4年〇月〇日までの32日間

2 現場の配置技術者に関する義務

- ◆ 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関する資格・経験を持つ主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない（法26条）。
- ◆ 主任技術者又は監理技術者は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要。
- ◆ 個人住宅を除き、（令和5年1月1日から）請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない（法26条第3項）。
- ◆ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事すること

近畿地方整備局（2021年11月）

【処分の原因となった事実】

〇〇株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：（1）北海道、群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。（2）鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域内における管工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。（注2）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。（注3）「民間工事」とは、（略）

- 2 営業停止期間：令和3年〇月〇日から同月〇日までの22日間

3 一括下請負関係

(1) 一括下請負

◆ 元請負人がその下請工事に実質的に関与することなく、

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

には、一括下請負に該当する。

◆ 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいう。

(2) 一括下請負の禁止

- ◆ 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない（法22条1項）。
- ◆ 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない（法22条2項）。
- ◆ 建設工事が「共同住宅を新築する建設工事」以外の民間の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止は、適用除外となる（一括下請負可能）（法22条3項）。
- ◆ 一括下請負に該当するか否かの判断は、以下のようなケースで元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものをいう。
- ◆ なお、請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断される。
- ◆ 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、当該改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ◆ 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの一戸の建設工事を1社に下請負させる場合

大阪府（2022年4月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者は、大阪市内の〇〇機構発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、▲▲株式会社から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に係る営業の全部停止を命ずる
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から同月〇日までの5日間

大阪府（2022年4月）

【処分の原因となった事実】

- 1 当該建設業者は、大阪市内の〇〇機構発注の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して△△株式会社に請け負わせた。
- 2 当該建設業者は、本件工事において、△△株式会社に解体工事一式を請け負わせる下請契約を締結し、その旨を発注者に提出したところ、発注者より一括下請負の疑義を指摘され翌月に◎社が1次下請負人として仮設工事を担当する施工体系図を発注者に提出した。しかし、実際には、（中略）当該建設業者は、本件工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に係る営業の全部停止を命ずる
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から〇月〇日までの25日間

秋田県（2020年11月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は、建設業法第22条第1項の規定に違反して、××市から請け負った「××市庁舎外壁改修工事」の全部を株式会社▽▽に一括して請け負わせ、かつ、施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことが、同法第28条第1項第4号に該当する。

【処分の内容】 指示処分

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。（1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、社内において速やかに周知徹底すること。（2）役職員に対して法令遵守のための教育・研修を行うこと。（3）社内の業務運営方法を調査・点検し、業務管理体制を整備・強化すること。
- 2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに書面で報告すること。

4 施工台帳不備関係

(1) 施工体制台帳等の作成義務

- ◆ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を作成して備置き、下請負人の施工の分担を明らかにした施工体系図を作成して掲示しなければならない。
- ◆ 公共工事の場合は下請契約の金額に関わらず、建設業者は、施工体制台帳等を作成しなければならない（法24条の8第1項・第4項、入札適正化法15条1項）。
- ◆ 民間工事の場合は、下請契約の金額が4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上となる場合（令和5年1月1日から）の特定建設業者は、施工体制台帳等を作成しなければならない（法24条の8第1項・第4項、令7条の4）。
- ◆ 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、建設工事請負契約におけるすべての下請負人（無許可業者も含む）であるので、二次下請負、三次下請負等も記載の対象となる。運搬業者等建設工事の請負契約に該当しない者は、発注者が記載を求めない限り、記載する必要はない。

(2) 施工台帳作成義務違反

- ◆ 建設業法24条の8第1項・第4項違反は、建設業法28条1項2号の「建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき」に該当し、指示処分・業務停止処分の対象となる。

富山県（2022年2月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は、××町発注の工事を受注し、建設業法第24条の8第1項及び第4項並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳等を作成する必要があったにもかかわらず、一部の下請負人に関する記載がない虚偽の施工体制台帳等を作成した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するため。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：土木工事業に関する営業（注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの（1）～（4）（略）
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から同月〇日までの7日間

福岡県（2022年1月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は××株式会社発注の「××耐震補強工事」の施工において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。

また、福岡県発注の「××工事」他2件の工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から令和4年〇月〇日までの17日間

5 その他法令違反関係

(1) 労働安全衛生法違反

- ◆ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適格であると認められるときは、処分の対象となる（建設業法28条1項3号）。
- ◆ 「業務」とは、当該建設業者の業務全般を指し、建設工事の請負契約、工事の施工等の狭義の建設業だけでなく、管理的な業務、営業として行われる建設業以外の営業に関する業務を含む。
- ◆ 「他の法令に違反して」とは、建設業以外の全ての法令に違反した場合をいう。違反が明確である場合には、必ずしも司法上の判断が確定することを要しない。
- ◆ ただし、単に法令違反があるだけではなく、その違反の事実及び態様が「建設業者として不適当であると認められるとき」に処分の対象となる。
- ◆ 労働安全衛生法違反も、建設業者として不適当であると認められるときには、処分の対象となる。

宮城県（2022年2月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は、同社が元請として請け負った××市内の防潮堤工事の現場において、下請負人の作業員に、高さ約5mに位置する作業場所で天端の仕上げ作業を行わせるに当たり、足場が強風であおられて作業員が墜落するおそれがあったにもかかわらず、丈夫な構造を有しない足場を使用させ、もって作業員の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、強風により足場が倒壊し作業員が墜落し死亡した。

このことにより、令和3年〇月〇日に××簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法違反並びに同社の現場代理人が安衛法違反及び業務上過失致死罪によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。このことは、法第28条第1項第3号に該当する。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から令和4年〇月〇日までの3日間

大阪府（2022年7月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者の取締役は、同社の業務に関し、令和2年〇月〇日、大阪市××労働基準監督署において、同署長に対し、真実は、同社に派遣された労働者が、同年〇月〇日、▽▽市内の新築工事現場において、鉄骨の運搬作業中、同鉄骨が同人の右足上に落下したことにより、右足舟状骨脱臼等の傷害を負い、4日以上休業したのに、同人が、同日、◎◎市内の同社倉庫において、治具を移動させるために持ち上げた際にこれを右足上に落下させて右足甲を骨折した旨の虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告書を提出し、もって労働基準監督署長に虚偽の報告をした。

このことで当該建設業者の取締役は、労働安全衛生法違反により、罰金20万円の刑に処せられ、令和4年〇月〇日にその刑が確定した。

【処分の内容】 指示処分

建設業法その他建設工事に関する諸法令を厳守し、今後再び類似の事案を発生させることのないよう万全の措置を講じて、建設業者としての適切な業務を確保すること。

(2) 独占禁止法違反

関東地方整備局（2019年1月）

【処分の原因となった事実】

株式会社〇〇は、××株式会社が発注する▽▽新設工事に関し、その受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、平成30年〇月〇日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反により、罰金刑の判決を受け、同年〇月〇日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：全国における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。(注2)「民間工事」とは、(略)

- 2 営業停止期間：平成31年〇月〇日から平成31年〇月〇日までの120日間

(3) 廃棄物処理法違反

静岡県（2022年7月）

【処分の原因となった事実】

〇〇会社の元役員は、産業廃棄物であるタイヤ6本合計約36kgを、××市の畑で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき罰金30万円の有罪判決を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当することから、同法第28条第3項に該当すると認められる。

【処分の内容】 営業停止処分

- 1 営業停止範囲：建設業に関する営業のうち、民間工事であって補助金等の交付を受けていないもの
- 2 営業停止期間：令和4年〇月〇日から令和4年〇月〇日までの3日間

(4) 欠格事由となる法令違反

- ◆ 建設業法 8 条は、建設業の許可に係る欠格事由を定めている。
 - ◆ 一定の刑事罰を受けると、欠格事由に該当し、許可を受けることができず、また、許可を取り消されることとなる。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法 8 条 7 号）
 - 罰金刑であっても、建設業法、政令で定めるもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（同法第 3 2 条の 3 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第 1 項の規定を除く。）、刑法（第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条又は第 2 4 7 条）、暴力行為等処罰に関する法律により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者は欠格事由（法 8 条 8 号）
- 法人の場合は、役員等が該当する場合

大阪府（2022年9月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者の取締役が、道路交通法違反により、懲役6月執行猶予4年の刑に処せられ、平成31年〇月〇日にその刑が確定した。

【処分の内容】

建設業法第29条第1項に基づく建設業許可の取消し

静岡県（2022年11月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者の取締役に就任した者が、刑法第208条（暴行）の罪により、令和3年〇月〇日に××簡易裁判所から罰金7万円の刑を受け、同日、その刑が確定した。このことが、建設業法第8条第12号（役員等のうちに、同条第8号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当する。

【処分の内容】

建設業法第29条第1項2号に基づく建設業許可の取消し

千葉県（2021年4月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、××地方裁判所から懲役1年執行猶予2年の判決を令和2年〇月〇日に受け、令和2年〇月〇日に刑が確定した。このことは、建設業法第8条第7号に該当する。

【処分の内容】

建設業法第29条第1項第2号の規定による許可を取消し

沖縄総合事務所（2020年9月）

【処分の原因となった事実】

当該建設業者の元代表取締役は、法人税法違反、消費税法違反、地方税法違反により、××地方裁判所から懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、代表取締役在任中の平成30年〇月〇日にその刑が確定している。

【処分の内容】

建設業法第29条第1項に基づく建設業許可の取消し

第2 公益通報者保護法

◆ コンプライアンス経営

- 前述のとおり、不祥事は民事上の責任、刑事上の責任、行政法上の責任を発生させるので、経営に深刻な影響を与える。
- 不祥事の発生を予防するという観点からは、建設業者にとっても、コンプライアンス経営は、重要な経営課題である。
- コンプライアンスとは？
 - ✓ コンプライアンスとは、会社等の組織が、法令、企業倫理などの企業社会における規範と調和しながら、適正かつ健全な事業活動をしていくための仕組み、ないし「しかけ」を総称する（浜辺陽一郎「コンプライアンス経営」）

- 不祥事の発生防止には、属人的な方策と組織的な方策とがあり、いずれも重要。
 - ✓ 例えば、役職員に対する研修や啓発を通じて、個人の自覚を高めることによって不祥事を防止することは、属人的な方策。
 - ✓ これは重要であるが、これだけしか行っていない会社もあり、それでは不十分である。
 - ✓ どんなに個人の自覚を高めても、例えば、「魔が差す」「つい、うっかりする」ということはある。このようなことを極力起こさないようにすること、このようなことが起こった場合に、いち早くリカバリーできるようにするのが、組織的な方策。
- 従業員の法令遵守意識を高めることがコンプライアンス経営なのではなく、経営陣が適正かつ健全な事業活動をしていくための仕組みを作ることがコンプライアンス経営。
- もともと、取締役には、取締役の職務や会社の業務の適正を確保するために必要な体制を構築する義務がある（会社法362条4項6号）ことに留意する必要がある。

- 不祥事の発生を予防するためには、不祥事の情報迅速・的確に経営陣に上がってくるような仕組みを作ることが重要。
 - ✓ 不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるという体制が機能すると、不正不
当な行為への牽制となる。
 - ✓ 不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるという体制が機能すると、経営に
対する打撃を必要最小限に食い止めることができる。
 - ✓ 不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるという体制を構築することで、当
該不祥事が会社ぐるみのものではないということを対外的に説明しやすく
なる。
 - ✓ 不祥事情報がすぐに経営陣に知らされるという体制を構築することで、取
締役の内部統制体制構築義務を果たしていることを対外的に説明しやすく
なる。
- 不祥事情報を経営陣に迅速・的確に知らせる仕組みを実質的に機能させるた
めには、公益通報者保護法を遵守した体制の構築が必要である。

◆ 公益通報者保護法とは

- 公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする法律。
 - 公益通報に適切に対応することで、
 - ✓ 会社内部の自浄作用を高める。
 - ✓ 会社の外部に通報されるを防ぐことができる。
- コンプライアンス経営を推進するためには、適切な対応が求められる。

例えば、会社に公益通報窓口が設置されていない場合には、一定の要件の下で、監督官庁や報道機関・消費者団体等への通報が認められ、公益通報者への不利益な取り扱いが禁止される。また、内部公益通報対応体制の整備は、常勤の従業員が300人を超える事業者の場合は義務、300人以下の事業者の場合は努力義務とされている。

◆ 公益通報の主体

- 公益通報の主体は、①労働者、②退職者、③役員。
 - ✓ 「労働者」は、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー。
 - ✓ 「退職者」は、通報の日前1年以内に勤務先で働いていた者をいう。
 - ✓ 「役員」は、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか法令の規定に基づき法人の経営に従事している者をいう。
- なお、取引先事業者の労働者・退職者・役員も通報の主体に含まれる。そのため、例えば、下請事業者の労働者であっても、元請事業者に関する通報対象事実についての公益通報の主体となり得る。
- 退職者と役員については、令和4年6月1日に施行された改正法によって公益通報の主体とされた。

◆ 公益通報の対象事実

- 「対象となる法律」に違反する犯罪行為又は刑罰につながる行為。
- 「対象となる法律」の過料の理由とされている事実に違反する行為（これは令和4年6月1日から）。
- 「対象となる法律」には、建設業法・建設労働者の雇用の改善等に関する法律・建築基準法・労働基準法・労働安全衛生法・廃棄物処理法など様々な法律が政令で定められている。
- 刑事罰の対象とならないような行為であっても、過料の対象となる行為は公益通報の対象となるので、法令違反があるような事実についてはすべて公益通報の対象となると考えなければならない。
 - ✓ 労働者の場合、勤務先・派遣先での通報対象事実が通報対象。
 - ✓ 役員の場合、役員に職務を行わせる事業者の通報対象事実が通報対象。

◆ 公益通報の通報先

- 通報先は3つ。
- 事業者内部
 - ✓ 役務提供先（勤務先・派遣先）又は役務提供先があらかじめ定めた者（社内の弁護士やグループ共通のホットラインなど）
- 行政機関
 - 通報事実について命令や勧告などを行うことができる行政機関。建設業者の場合には監督官庁。
- その他事業者外部
 - 報道機関、消費者団体など
 - ライバル企業など正当な利益を害する恐れがあるものは除かれる。

◆ 公益通報者の保護の内容

- 労働者が保護要件を満たして公益通報した場合、公益通報したことを理由とする解雇は無効（3条）。派遣労働者の場合、派遣契約の解除は無効（4条）。
- 役員が保護要件を満たして公益通報した場合、公益通報をしたことを理由とする解任は無効とはならないが、解任について損害賠償を請求することができる（6条）。
- 労働者・退職者・役員に対して公益通報したことを理由にその他の不利益な取り扱いをすることも禁止（5条）。
- これらの保護を受けるには、保護要件を満たした公益通報が必要。
- 公益通報の際には、他人の正当な利益や公共の利益を害することがないように注意する必要がある（10条）。

◆ 保護要件（公益通報者保護法に基づく保護を受けるための要件）

➤ 事業者への内部通報

✓ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われること。

➤ 行政機関への通報

✓ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（通報者が役員である場合には、自ら調査是正に必要な措置をとることに努めることも必要）

✓ 通報者の氏名・住所、通報対象事実の内容などを記載した書面を提出すること（通報者が役員である場合には、この書面は不要）

➤ 事業者外部への通報

✓ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由があり、かつ、例えば、事業者内部に公益通報すれば通報対象事実に係る証拠が隠滅され偽造等される恐れがあるに信ずると足りる相当な理由があることや、書面により事業者内部に公益通報した日から20日を経過しても通報対象事実について調査を行う旨の通知がないことなどの事情がある場合

◆ 事業者がとるべき措置

- 事業者は、公益通報対応業務（調査及び是正に必要な措置をとる業務）に従事する者（従事者）を定めなければならない（11条1項）。
- 事業者は、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない（11条2項）。
- 令和4年6月1日から義務化。
- ただし、従業員が300人以下の場合には、努力義務（11条3項）。
 - ✓ 努力義務だからといって何も対応しないと、監督官庁への通報や外部機関への通報がなされるリスクがある。
 - ✓ 公益通報に対応する体制を構築することはコンプライアンス経営に不可欠であるという意識で対応することが必要。
- 想定される不祥事・リスクに応じ、当該事業者の規模に応じた形での体制づくりを行うことが重要。
- 「事業者がとるべき措置」には、「指針」が定められている。

◆ 従事者（11条1項）に関する指針

- 事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。
- 事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

◆ 体制整備（12条）に関する指針

（1）部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備

- 内部公益通報受付窓口を設置し当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置を取る部署及び責任者を明確に定める必要がある。
 - ✓ 内部公益通報受付窓口については、事業者内部に設置するのではなく、事業者の外部（法律事務所、親会社等）に設置することや事業者の内外双方に設置することも可能。
 - ✓ 中小企業では、何社かが共同して事業者の外部（例えば法律事務所）に内部公益通報窓口を設けることも考えられる。

- 組織の長その他幹部に関する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる必要がある。
 - ✓ 社外取締役や監査役にも報告を行うようにすることが考えられる。
- 内部公益通報を受けた場合には、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する必要がある。
 - ✓ 当該調査の結果法令違反行為が明らかになった場合には速やかに是正に必要な措置をとる必要がある。
 - ✓ また、是正に必要な措置を取ったのち当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には改めて是正に必要な措置をとる必要がある。
 - ✓ 匿名通報も公益通報として受け付ける必要がある。
- 公益通報対応業務においては利益相反を排除する措置にも留意する必要がある。
 - ✓ 関係者を関与させない、顧問契約がある法律事務所は避けるようにすることも考えられる。

(2) 公益通報者を保護する体制の整備

- 労働者及び役員等が不利益な取り扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取り扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取り扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる必要がある。
 - ✓ 内部公益通報受付窓口において不利益な取扱いに関する相談を受け付けるようにするなど。
- 事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる必要がある。
 - ✓ 通報事案に係る記録資料を閲覧・共有することが可能な者を必要最小限に限定する措置など。
 - ✓ 通報者の探索は行ってはならない行為であることを周知するなど。

(3) 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

- 公益通報者保護法や、内部公益通報対応体制について、労働者等・役員・退職者に対して教育・周知を行う必要がある。
 - ✓ 従事者に対しては公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う必要がある。
- 内部公益通報に係る通報対象事実の是正に必要な措置をとった場合にはその旨を、通報対象事実がないときはその旨を、内部公益通報を行った者に対し、通知する必要がある。
- 内部公益通報への対応に関する記録を作成し、必要な期間保管する必要がある。
- 内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行う必要がある。
- 運用実績については適切に労働者等や役員に開示する。
- 内部公益通報対応体制については内部規定において定め、当該規定の定めに従って運用する。

◆ 罰則

➤ 刑事罰

- 12条：公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由なく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ✓ 公益通報者を特定させるものを漏らした者は、30万円以下の罰金。

➤ 過料

- 15条：内閣総理大臣は、事業者が取るべき措置に関して必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- ✓ 報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料。

- ◆ 会社・事業者として、持続的に建設業を行っていくためには、コンプライアンスが重要であることを改めて確認する必要がある。
- ◆ 内部公益通報のための体制作りに限らず、適正な業務を推進するための仕組み作りということを常に考えながら、業務を行っていくことが求められている。

以上